平成 21 年 2 月 17 日 規則第 47 号

(趣旨)

第1条 <u>この規則</u>は、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。)の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(民生委員推薦会)

- 第2条 大津市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)の委員の定数は、12人とする。
- 2 委員は、本市の区域の実情に通ずる者であって、次に掲げるもののうちから、それぞれ 2 人を市長が 委嘱し、又は任命する。
- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市職員
- (6) 学識経験のある者
- 3 推薦会の会議は、非公開とする。
- 4 推薦会の委員、幹事及び書記は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (平26規則5・旧第3条繰上・一部改正)

(幹事及び書記)

第3条 推薦会の幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

(平 26 規則 5・旧第 4 条繰上)

(民生委員協議会の区域)

第4条 市長は、法第20条第1項の規定により民生委員協議会を組織する区域を定めたときは、これを告示するものとする。

(平 26 規則 5・旧第 5 条繰上)

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、民生委員法の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

(平 26 規則 5・旧第 6 条繰上)

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(大津市民生委員推薦会規則の廃止)

- 2 大津市民生委員推薦会規則(昭和58年規則第42号)は、廃止する。
- 附 則(平成 26 年 2 月 17 日規則第 5 号)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。